

東村山市次世代育成支援行動計画

東村山子育てレインボープラン

概要版



平成17年3月

東村山市



## 1 . 計画策定の背景と目的

わが国における子どもの出生数は、昭和 48 年の第 2 次ベビーブームをピークに今日まで減少の一途をたどっており、特に先頃発表された平成 15 年の合計特殊出生率は 1.29 にまで低下しています。

こうした少子化の要因として従来から言われてきた「晩婚化」のほか、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘される等、現状のままでは今後一層少子化が進行することが予想されています。加えて、まもなく総人口が減少に転じることが確実視される今日、急速な少子化の進行は、高齢化に拍車をかけるとともに、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、社会経済全般に極めて深刻な影響を与えるものと考えられます。

こうした状況を背景に、平成 15 年 7 月、従来の少子化対策の充実と一層の促進を図ることを目的とした「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が相次いで制定されるとともに、児童福祉法が改正される等、国は総合的な少子化対策に取り組むことになりました。

東村山市では、「東村山市地域福祉計画 改訂版」(平成 10 年 3 月)の一部を構成する個別計画として「児童育成計画」を策定し、今日まで“すべての子どもの健やかな成長への支援”“子育て家庭への支援”“子育てと仕事の両立”を推進してきました。

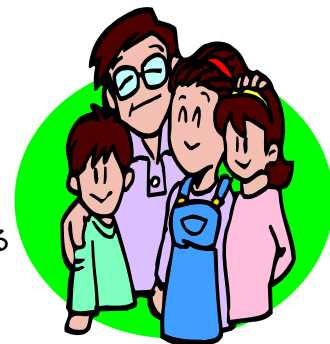
このたび、上記の法改正等を踏まえた、より総合的な少子化対策・子育て育成支援策を講じるため、『東村山市次世代育成支援行動計画 (愛称：東村山子育てレインボープラン)』を策定しました。

### - 愛称と託された思い -

より多くの市民に身近に感じてもらえれば…との発想から、計画には愛称を付けることにしました。

愛称は『東村山子育てレインボープラン』とし、次のような想いを託しました。

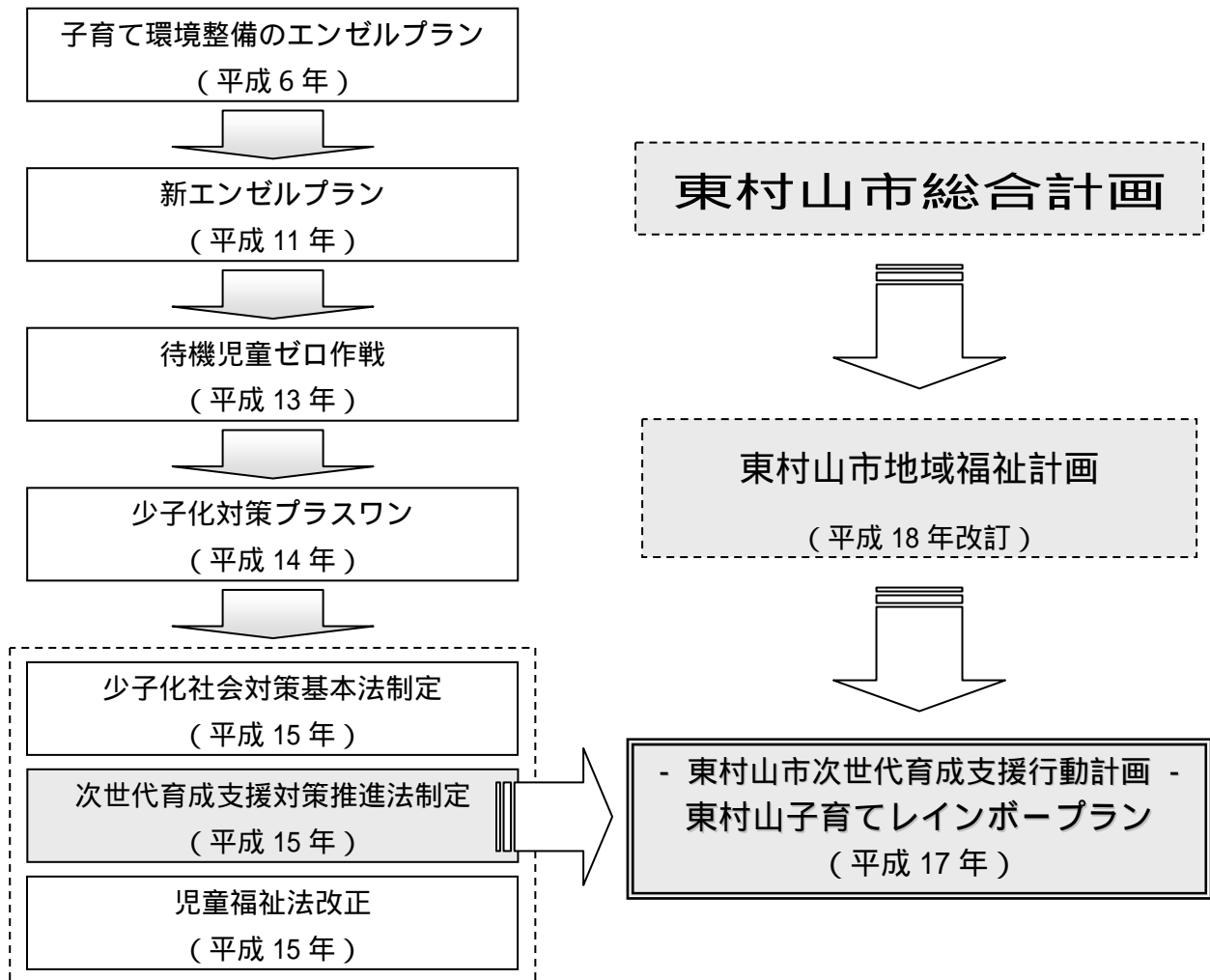
未来(次世代)へつなぐ架け橋  
虹の 7 色 = 本市を構成する 7 つのエリア  
7 エリアを結ぶ虹の架け橋  
子どもたちの持つ色々な個性・発達・成長を大切にする



## 2 . 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく、東村山市の行動計画として位置づけられるものです。

また、「東村山市総合計画」及び「東村山市地域福祉計画」に基づく部門計画として位置づけられるとともに、総合計画の基本目標“明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち”及び市における子ども関連計画として「東村山市子ども読書活動推進計画」等との整合を図っています。



## 3 . 計画の対象と期間

### (1) 計画の対象

行動計画としては、すべての市民を対象としたものです。

また、児童福祉法等に基づき、計画における対象児童は0～18歳未満を基本としますが、主たる計画対象としては概ね中学生までの子どもを想定しています。

### (2) 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援に向けた総合的かつ集中的な取り組みを推進するため、10年間の時限立法として制定されています。

本計画は、この10年間の前期計画として位置づけられ、その計画期間は平成17～21年度の5年間となります。

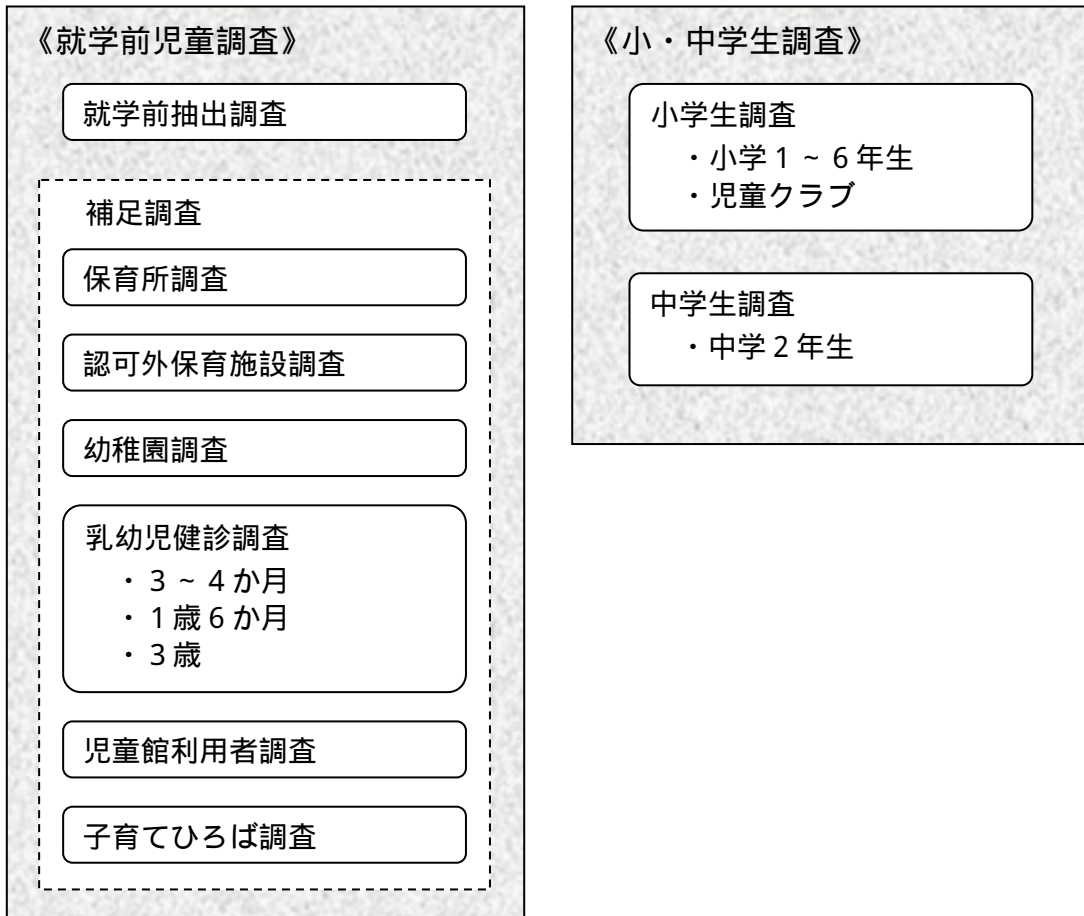
		平成									
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
計画期間	東村山市次世代育成支援行動計画 【前期計画】										
							東村山市次世代育成支援行動計画 【後期計画】				

したがって、前期計画の進捗状況を市民と行政によって協働で確認していきながら、平成21年度中に計画を見直し、平成22～26年度の5年間を計画期間とする後期計画を策定します。

# 4 . 計画策定の経緯と体制

## (1) アンケート調査の実施

子育て家庭の状況や保育の現状・意向、子どもの状況等を把握するため、平成 15 年度に就学前児童や小・中学生を対象とするアンケート調査を実施しました。

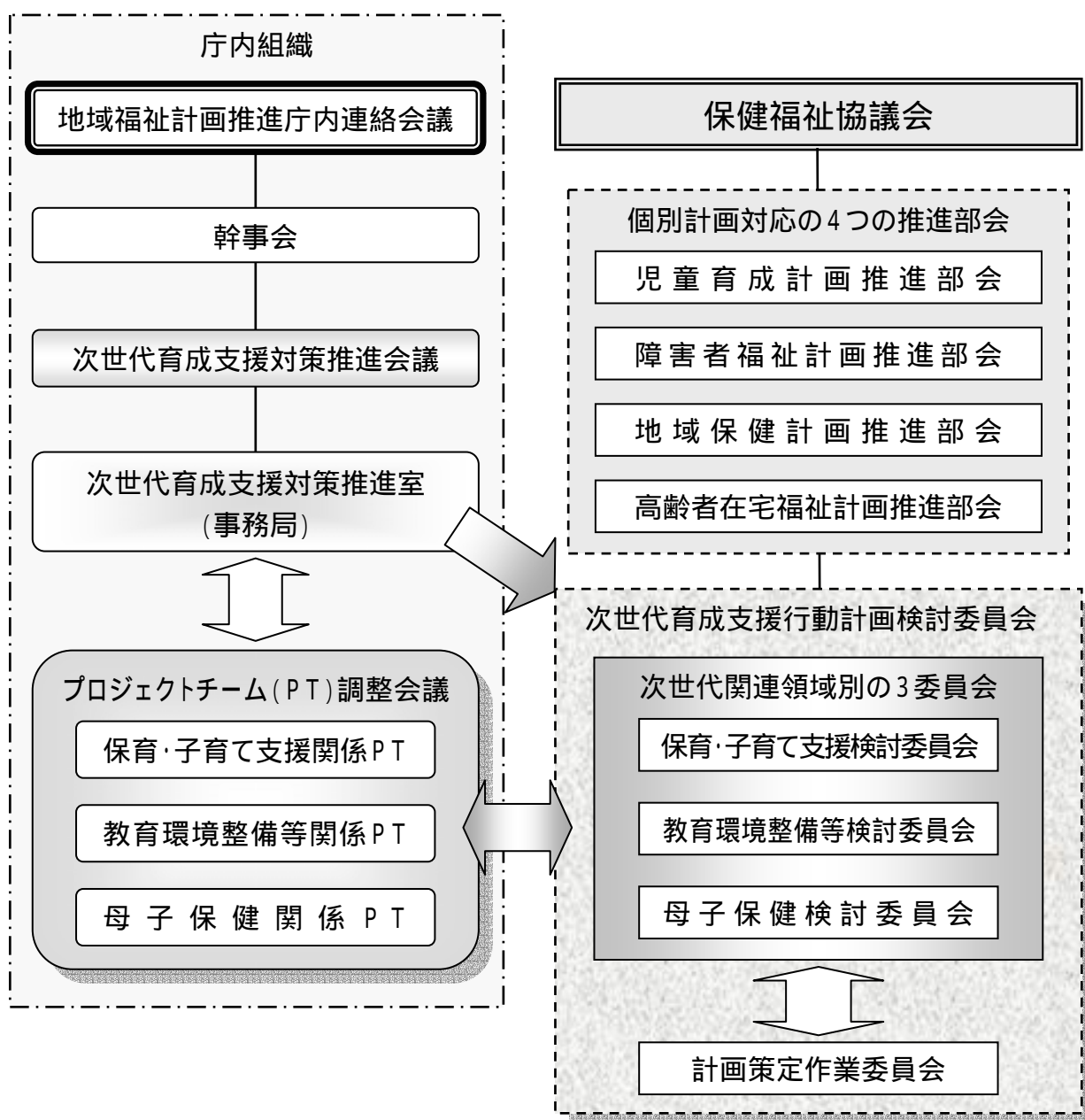


	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	3,063	2,415	78.8%
就学前児童抽出調査	1,494	955	63.9%
補足調査	1,569	1,460	93.1%
小・中学生調査	2,641	1,846	69.9%
小学生調査	2,361	1,609	68.1%
中学生調査	280	237	84.6%

## (2) 計画検討委員会等の設置

計画策定にあたっては、保健福祉協議会の下に推進部会（個別計画対応の4部会）から選出したメンバー及び育児サークル、保育所・幼稚園・児童クラブの保護者、学校・社会教育関係者等のメンバーからなる「次世代育成支援行動計画検討委員会」を3領域に分けて設置し、検討を重ねました。さらに、この3つの検討委員会から選出されたメンバーによる「計画策定作業委員会」を設置し、計画全体の施策体系等の検討を行いました。

こうした市民参画の検討体制をバックアップするため、地域福祉計画推進庁内連絡会議の幹事会の下に、関係課長からなる推進会議、関係担当者からなる推進室（事務局）を設置したのに加え、上記の3つの検討委員会にそれぞれ対応したプロジェクトチーム並びにその調整を執り行うプロジェクトチーム調整会議を設置する等、庁内の次世代関連所管の横断的な組織を設置し、総合的な検討体制の確立を図りました。



平成16年度	市民参画体制				
	保健福祉協議会	次世代育成支援行動計画検討委員会			
		領域別			施策体系等
		保育・子育て支援	教育環境整備等	母子保健	作業委員会
5月	第1回：7日				
6月		第1回：11日	第1回：10日	第1回：9日	
7月		第2回：9日	第2回：8日	第2回：7日	
8月		第3回：6日	第3回：4日	第3回：5日	
9月	第2回：21日	第4回：10日	第4回：9日	第4回：6日	
10月		第5回：8日	第5回：5日	第5回：7日	第1回：21日
11月		第6回：18日	第6回：16日	第6回：15日	第2回：5日
12月		第7回：14日	第7回：15日	第7回：16日	第3回：2日
1月		第8回：19日	第8回：18日	第8回：20日	第4回：13日
2月	第3回：23日		臨時：2日		
		合同：18日			

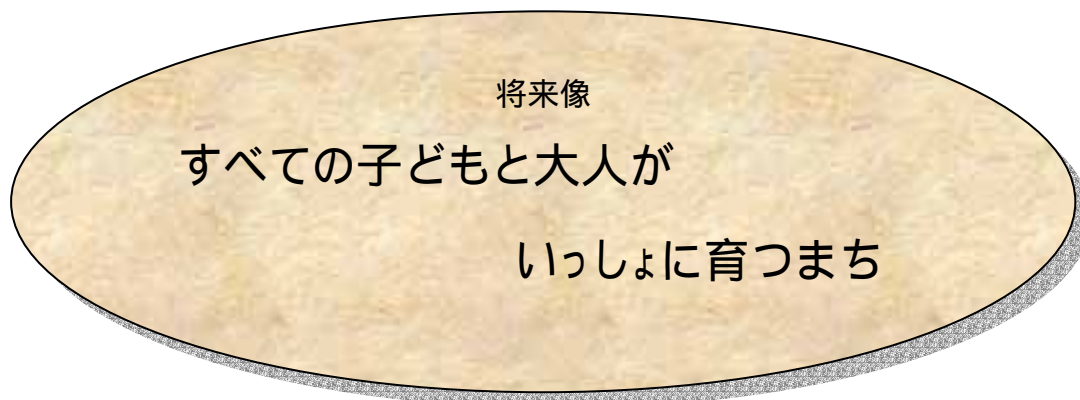
検討委員会については、出席者に対する保育サービスを実施いたしました。

平成16年度	庁内体制				
	推進会議 推進室会議	庁内プロジェクト会議（領域別）			庁内 プロジェクト 調整会議
		保育・子育て支援	教育環境整備等	母子保健	
5月	第1回：6日				
6月		第1回：4日	第1回：7日	第1回：8日	第1回：17日
		第2回：22日	第2回：24日	第2回：24日	
		第3回：30日	第3回：30日	第3回：30日	
7月	第2回：5日	第4回：30日	第4回：29日	第4回：30日	第2回：1日 第3回：20日
8月		第5回：20日	第5回：19日	第5回：18日	第4回：25日
9月	第3回：6日	第6回：28日	第6回：29日	第6回：28日	第5回：13日
10月		第7回：29日			第6回：19日
11月			第7回：2日	第7回：1日	
12月	第4回：22日	第8回：10日	第8回：7日	第8回：9日	第7回：1日
1月		第9回：11日（合同）			第8回：6日
2月	第5回：7日				



## 5 . 目指すべき将来像

“子育てのまちづくり”としての将来像は次のようにします。



すべての子どもたちが健やかに安心してらせるまちとしていくためには「子育て」、「親育ち」、「地域育ち」が必要です。

子育てとは、すべての子どもが誕生を喜ばれ、人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、生きる力を養い、自立した次代の親へと育てていくことです。

親育ちとは、子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎ等を感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親として大人として豊かなこころを育てていくことです。

地域育ちとは、地域に住む人々がその交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連帯の輪を広げて子育てしやすい地域に育てていくことです。

ここで掲げる将来像『すべての子どもと大人が いっしょに育つまち』とは、子も親もそして地域も、みんなが“いっしょ”になって、子育てしやすい、また子育てをしたくなるまちを、ともに考え、ともに創りあげて、ともに育てていくことを目指すものです。

## 6 . 計画の視点

計画を推進していくための視点は、次の4つとします。

市民、行政、保健・福祉・教育関係者の協働で推進する  
子育て支援を7エリアで展開する  
子どもの権利を尊重する  
子育てを多面的・継続的に支援する

### 市民、行政、保健・福祉・教育関係者の協働で推進する。

子どもがいきいきと健やかに育つには、家庭や学校といったものだけではなく、地域の様々な場面での支援体制づくりが大切になります。

そのためには市民と行政がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子育てのより良い環境づくりについて工夫し、検討を重ねながら協働を進めていくことを基本とします。

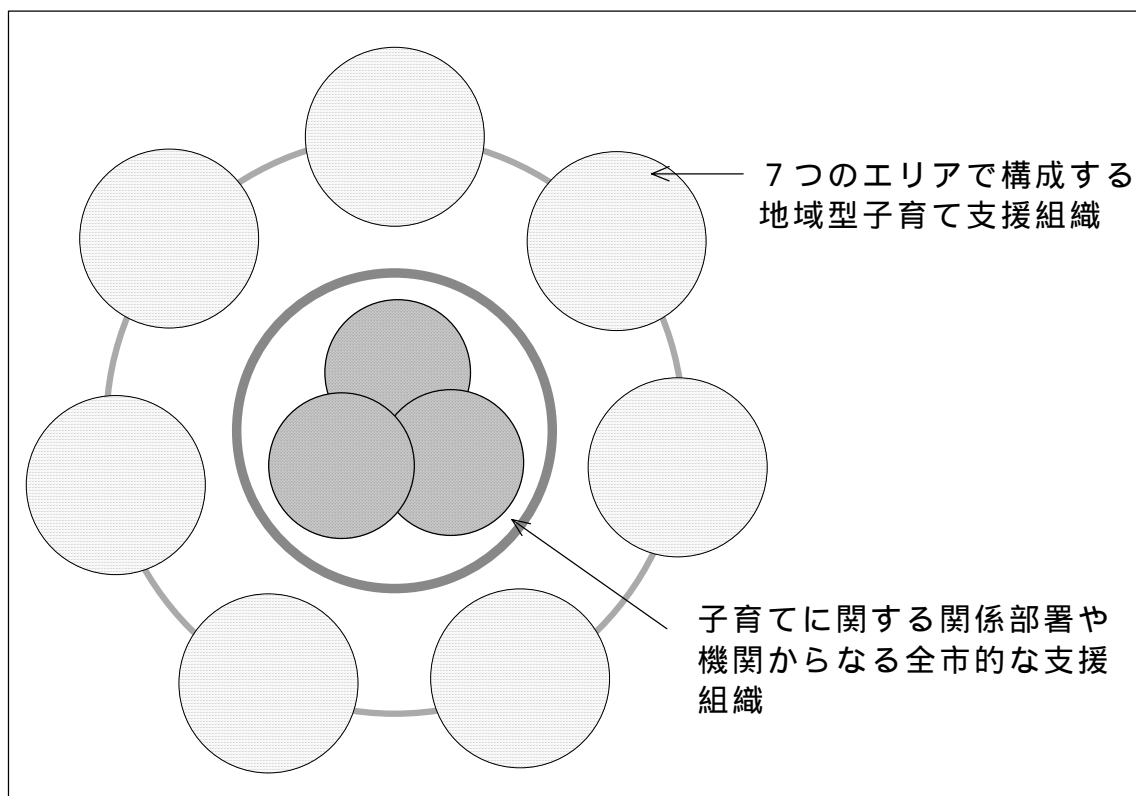
また、子どもの健康面に関する保健や医療体制、支援を要する子どもや家庭に対する福祉体制、さらには人のいのち・こころといったものを考え、自らの生きる力を学んでいくための教育環境といった、子どもを取り巻くすべてのことに関する関係機関が一体となった、計画推進の協働体制を創りあげていきます。

### 子育て支援を7エリアで展開する。

本市においては、福祉の推進システムとして中学校区を目安にした「7エリア構想」を展開しています。子育て支援においても、子どもの生活に密着した支援体制を創りあげていくために、この「7エリア」を基にした地域型の推進組織の構成を検討していきます。この組織は子どもの保護者、関係機関、さらには地域の住民が参画したもので（エリア型円卓会議構想参照：基本目標 ）、それぞれの地域の特性を活かした子育て環境づくりを検討するものです。

この7つのエリアで検討されたことを、市の全体的な問題あるいは課題として捉え、子育て支援の政策に反映させていく仕組みとして、行政と地域が一体となった横断的組織を構成し、地域と行政とが協働していく体制を整備します。

7エリアでの子育て支援の展開イメージ



**子どもの権利を尊重する。**

「子どもの権利条約」が国連において採択され、すべての子どもに対して、大人と同じ人間としての存在価値と意見を尊重し社会を支える重要な構成員としての役割を担えるようにするとともに、子ども自身が権利行使の主体として位置づけられています。

市においても、あくまで子どもの視点に立ち、子どもにとって何が必要か、何が幸せかという観点から支援施策を講じます。

**子育てを多面的・継続的に支援する。**

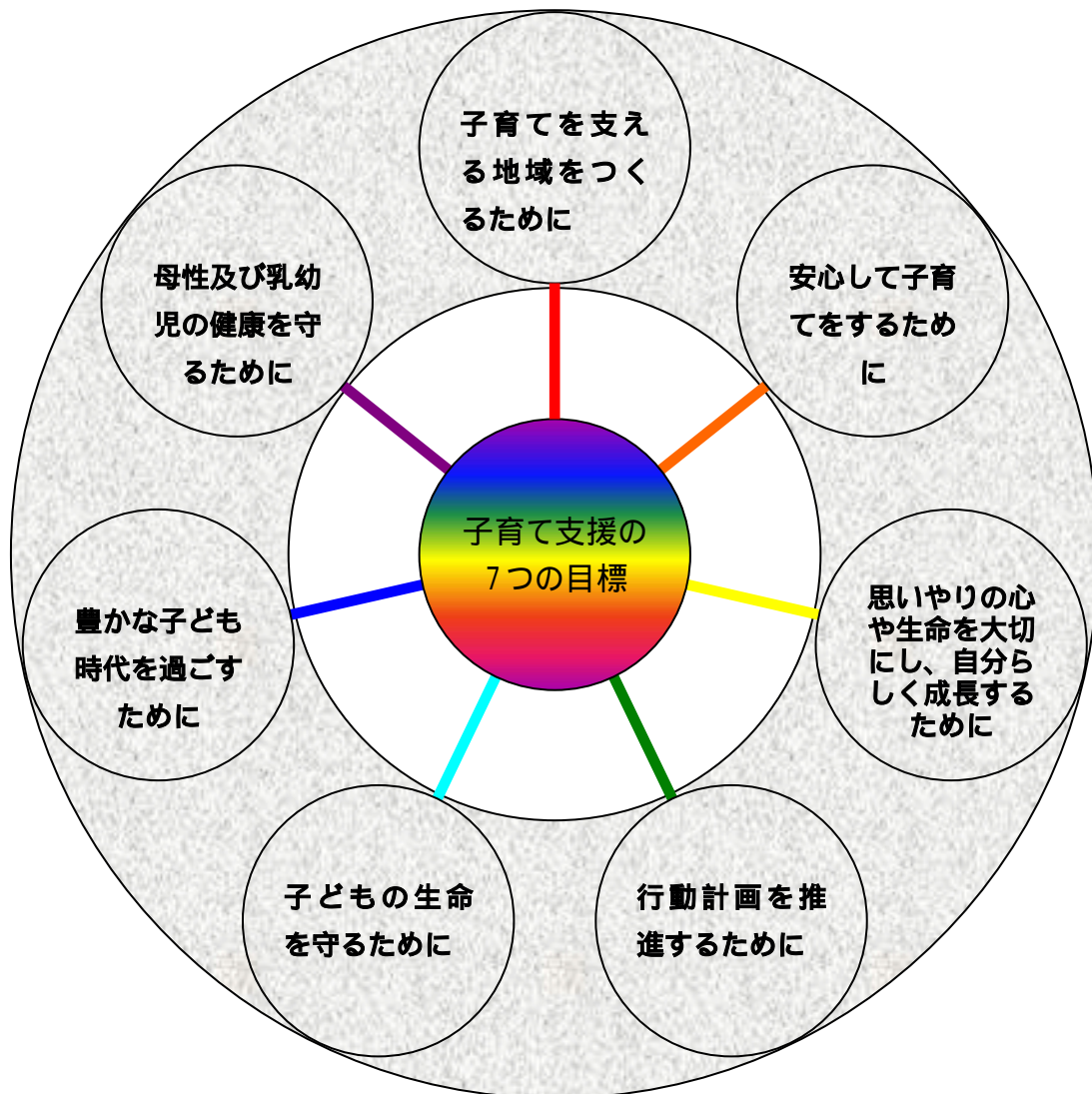
妊娠・出産し、子どもを育てていくという一連の時間軸（縦軸）の中で子育てを捉え、継続的支援体制づくりを整備します。

また、成長の過程の中で、様々な関係機関の支援（横軸）が必要であり、子育てに関する綿密な連携が必要となります。

市においては、この縦軸と横軸の双方の視点から、多面的かつ継続的な支援体制づくりに努めます。

## 7. 子育て支援の基本目標

「東村山子育てレインボープラン」の基本目標は、次の7点とします。



基本目標 子育てを支える地域をつくるために

地域ぐるみで子育てを支えていくための中核的な機能として「子ども家庭支援センター」の機能を充実していくとともに、子育て関連情報の収集・共有・提供のシステムを確立します。

また、市民の力を活用したファミリー・サポート・センター や子育てサークル等の運営・活動を支援していくとともに、多様な社会資源の活用や市民と協働した支援のあり方を検討します。

基本目標 母性及び乳幼児の健康を守るために

妊娠・出産・育児期間の乳幼児と母親の健康を守るための保健・医療体制を充実するとともに、育児不安の軽減のための相談体制の充実や、子育てを支え合っている仲間づくりの推進に努めます。

また、健やかな発育・発達への支援として各種健診体制を充実するとともに、乳幼児の健康に関する医療情報や緊急対応の小児医療体制を強化します。

基本目標 安心して子育てをするために

男女共同参画の理念のもと、父親も母親も安心して仕事が続けられるように、それぞれのニーズに応じて、ゆとりのある子育てをしてもらえらるための多種多様な保育サービスの充実をしていきます。地域における子育て支援サービスの充実も一緒に図っていきます。また、ひとり親あるいは経済的支援を必要とする家庭に対する支援、障害児に対する保育・教育環境の充実に努めます。

さらに、子育てしやすい職場環境づくりへの意識の啓発を図ります。

基本目標 豊かな子ども時代を過ごすために

心身ともに健やかで豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや、交流を通じた学習機会づくり、また様々な社会体験や触れあう機会をつくることに努めます。

また、子どもだけでなく、親も地域の人々も子育てを通して様々な学習に自ら参加し、ともに学び成長していけるよう家庭や地域での教育力の向上にも努めます。

基本目標 思いやりの心や生命を大切に、自分らしく成長するために

現在取り組んでいる「いのちとこころの教育」をさらに推進させ、子ども自らが考え、他人を思いやる心と生きる力を育てていくための教育環境を充実させます。

また、乳幼児からの健康な身体の維持や正しい生活習慣を身につけていくよう、「食育」の普及・推進に努めます。

基本目標 子どもの生命を守るために

子どもへの虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見とその後の支援体制の充実を図ります。

また、交通事故や災害あるいは犯罪等、子どもを取り巻く社会的環境の改善に、関係機関が一体となって取り組むとともに、地域や市民の目がいつも子どもの安全や生命の危険について見守っている体制づくりに努めます。

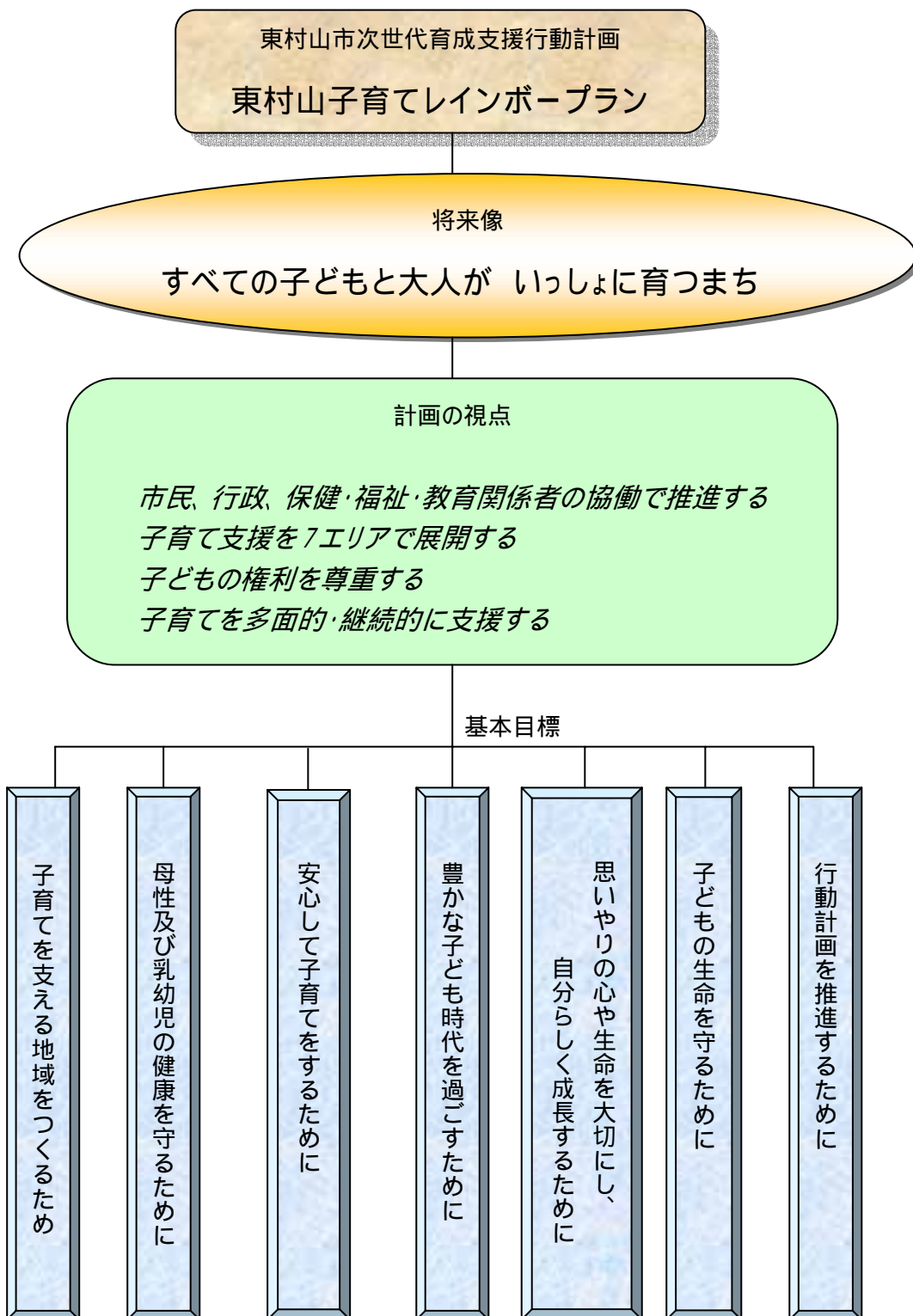
基本目標 行動計画を推進するために

東村山レインボープランを着実に一つずつ実現していくために、地域に密着した子育て関連の連携体制をつくとともに、行政においても子どもに関連する部門を横断的に統括した仕組みづくりを目指します。

また、計画の進捗を随時点検し、必要に応じ軌道修正をしていく機能を有した進捗管理の仕組みづくりを整備します。

# 8 . 施策の体系

本計画の施策の体系は以下に示すものです。



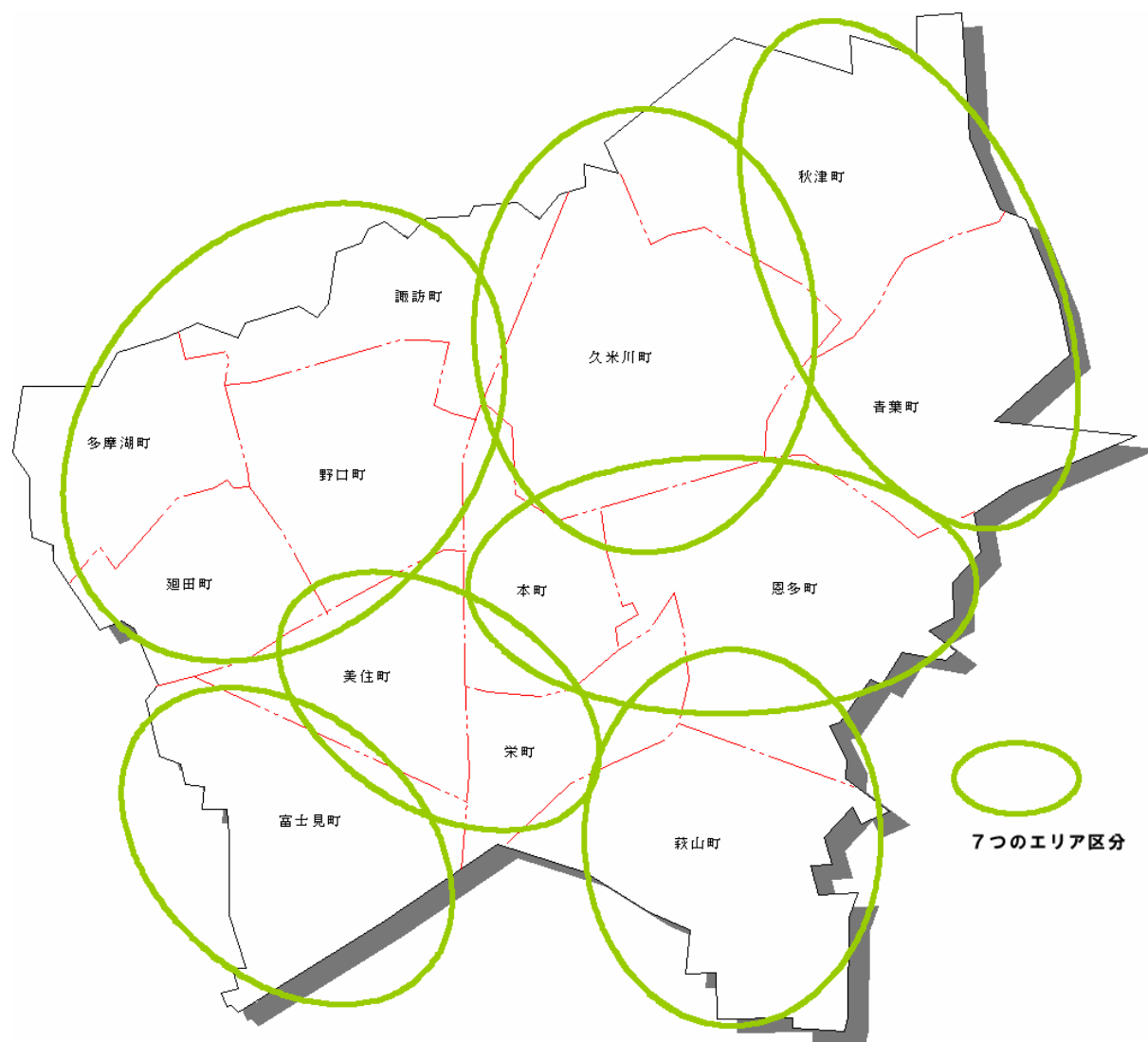
基本目標	テーマ	施策
<p>I</p> <p>子育てを支える地域をつくるために</p>	子ども家庭支援センターの機能充実	<p>子育てに関する総合的な相談窓口機能の整備</p> <p>子育て支援の中核的機能の充実</p>
	子育て関連情報の提供	<p>子育て関連情報の一元的管理</p> <p>ネットワーク化の推進</p> <p>情報提供・内容の充実</p>
	子育てひろば事業の展開	<p>子育てひろば事業(A型)の充実</p> <p>多様な子育てひろばの整備</p>
	子育てサークル等への活動支援	<p>子育てサークル等の連携支援</p> <p>子育てサークルや自主保育等との協働</p>
	ファミリー・サポート・センターの円滑な運営と活用	<p>円滑な運営体制の確立</p> <p>ファミリー・サポート・センターの活用と充実</p>
<p>II</p> <p>母性及び乳幼児の健康を守るために</p>	妊娠・出産・育児に対する支援	<p>妊産婦健診の充実</p> <p>知識の普及と啓発</p> <p>育児不安の軽減</p> <p>仲間づくりの推進</p> <p>家庭内での事故防止</p>
	健やかな発育・発達への支援	<p>乳幼児健診の充実</p> <p>歯科健診の充実</p> <p>保健・健康情報の管理</p>
	小児医療の充実	小児医療体制の確保
<p>III</p> <p>安心して子育てをするために</p>	保育サービスの充実	<p>待機児の解消</p> <p>サービス供給体制の充実</p>
	地域における子育て支援サービスの充実	<p>居宅における子育て支援の推進</p> <p>施設における子育て支援の推進</p> <p>ひとり親家庭の支援</p> <p>障害児施策の充実</p> <p>子育てにおける経済的支援等</p>
	子育て意識の啓発	<p>家庭における意識啓発</p> <p>職場における意識啓発</p> <p>地域における意識啓発</p> <p>権利や義務に関する意識啓発の推進・充実</p>



# 東村山子育てレインボープラン概要版

基本目標	テーマ	施策
IV 豊かな子ども時代を過ごすために	生きる力・豊かな情操や考える力を育てる読書活動の推進	読書環境や推進体制の整備 年代や生活環境に合わせた読書活動の推進
	いまいき遊べる場所づくりと居場所づくり	公園等の活用による屋外遊び場の確保 児童館事業の充実 地域の施設の活用
	放課後における児童の育成	放課後児童対策の充実
	自ら学ぶ力の育成	体験等を通じて子どもが自ら学ぶことへの支援
V 思いやりの心や生命を大切に、自分らしく成長するために	子ども自らが考え、参画する機会の充実	子どもが参画する土壌づくり
	「いのちとこころの教育」の推進	人権教育の推進・充実 「いのちの教育」「こころの教育」の推進・充実
	生きる力を育成するための教育環境の充実	生きる力や確かな学力を育むための学校教育の充実・推進 幼児教育に対する関係者間の交流推進 研修等の充実 子育ての意義や大切さを学ぶ機会の推進・充実 特別支援教育の推進・充実 思春期保健に関する学習機会の推進・充実
VI 子どもの生命を守るために	虐待防止活動の強化	児童虐待防止ネットワークの形成 保健事業と連携した取り組みの強化
	子どもを事故・災害から守る	交通安全教育の推進 事故・災害時等の対応策としての取り組みの強化
VII 行動計画を推進するために	子どもを犯罪から守る	犯罪防止のための啓発活動 青少年非行防止の活動 学校・児童クラブ等における安全対策の推進 地域における安全対策の推進
	円卓会議構想	子どもに関わる関係者・市民・行政・事業者の連携 エリア内における関係者の重層的連携組織の形成
	行動計画の進捗管理	進捗管理の仕組みづくり

# 7エリアの区分イメージ



## 9 . 国・都への報告事項と目標値

### 国への報告事項（14項目）

項 目	目標指針	平成 17～21 年度 (今後の対応案)
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	年間延べ派遣回数	平成 22 年度以降検討
ファミリー・サポート・ センター事業	設置箇所数	設置済み 会員数目標(提供・依頼) 平成 17 年度 430 名(130・300) 平成 18 年度 580 名(160・420) 平成 19 年度 640 名(180・460) 平成 20 年度 700 名(200・500) 平成 21 年度 770 名(220・550)
放課後児童健全育成事業	定員数 設置箇所数	定員弾力的運用を継続
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	定員数 設置箇所数	事業の継続をしながら、受入枠拡大も視野に入れて検討
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	定員数 設置箇所数	平成 22 年度以降検討
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	定員数 設置箇所数	平成 18 年度実施 1 箇所での検討
一時保育事業	定員数 設置箇所数	5 箇所での実施を継続
特定保育事業	定員数 設置箇所数	平成 22 年度以後検討
つどいの広場事業 都事業名： 子育てひろば事業 C 型	設置箇所数	「都の A 型ひろば」整備の進捗状況の中で検討
地域子育て支援センター事業 都事業名： 子育てひろば事業 B 型	設置箇所数	計画予定なし
通常保育事業	定員数	定員の弾力的運用は継続しながら、計画期間の早い時期に 2 認可保育所を開設
延長保育事業	定員数 設置箇所数	平成 20 年度までに、1 箇所での 13 時間開所 A M7:00 ~ P M8:00
休日保育事業	定員数 設置箇所数	平成 19 年度 1 箇所実施
夜間保育事業	定員数 設置箇所数	平成 22 年度以降検討

都への報告事項（6項目）

項 目	目標指針	平成 17～21 年度 （今後の対応案）
子ども家庭支援センター事業	センター未設置は 設置年度 設置済みは先駆型 への移行年度	平成 18 年度を目途に先駆型に移 行
子育てひろば事業 （A、B、C型）	設置箇所数	7エリア構想に基づき平成 17～21 年度にA型2箇所設置 （計4箇所）
産後支援ヘルパー事業	年間延べ派遣回数	平成 17～18 年度にかけて検討
訪問型一時保育事業	年間延べ派遣回数	平成 22 年度以後検討
認証保育所	定員数 設置箇所数	平成 17 年度 1 箇所、平成 19 年度 1 箇所認証化
虐待防止ネットワーク事業	ネットワークの 設置年度	平成 17 年度設置

---

# 東村山子育てレインボープラン（概要版）

## 東村山市次世代育成支援行動計画

平成17年3月

発行 東村山市

編集 東村山市保健福祉部計画担当（事務局）

〒189 - 8501

東京都東村山市本町1丁目2番地3

TEL 042 - 393 - 5111（代）

FAX 042 - 390 - 2270

---